基本仕様書

１　業務名

福岡市家庭系一般廃棄物分別区分追加に係る広報業務委託

２　業務概要

気候変動問題や海洋プラスチックごみ問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まり、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行された。

福岡市内の家庭系一般廃棄物について、「可燃ごみ」の約２割を占めるプラスチックを分別し、ごみ減量による温室効果ガスの削減を目的として、令和８年度中（以下、「導入日」という。）に、新たに「プラスチック」の分別区分を追加することとした。この取扱い（以下、「分別区分追加」という。）は、福岡市民に影響を与えるものであり、その円滑な導入に向けて、より多くの市民へ周知を図るために、各種媒体等を利用して広報、啓発の徹底を図ることを目的として本業務を実施するものである。

※導入日については、決定次第、選定業者へお知らせする。

３　所管課

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市環境局循環型社会推進部計画課

４　履行期間

契約締結の日から令和８年３月 31 日まで

５　業務内容

本業務の目的の達成のため、次のとおり広報を実施する。

【制作概要】

〇記事及び広告デザイン等

発注者が提供する情報（記録・写真・図など）や受注者において調達する写真・イラスト等をもとに、下記事項等を踏まえて、動画、記事原稿、イラスト、レイアウト、タイトルの作成・校正及び広告デザインの制作をすること（企画、編集、制作に係る事務等を含む)。また、分別の取り組みやすさをＰＲできる内容や取り組みたい（取り組まないといけない）と思えるような内容とすること。

〇動画の作成にあたっては、以下の点に留意すること。

・活用媒体の特性や視聴者行動を考慮し、誰が見てもわかりやすく、途中離脱せず最後まで見たくなるように、構成や編集などを工夫した内容とすること。

【第１期】

プラスチック分別の導入について市民へ広く周知する目的で、令和７年９月に広報予定

（１）ポスター制作

①規格は、「Ｂ１サイズ１ページ（カラー)」、「Ａ２サイズ１ページ（カラー)」の２種類とする。

②プラスチック分別導入の時期や意義等を、広く周知することを目的とし、市民の目にとまりやすいものを制作すること。

（２）動画の制作

①分別区分追加についてのＰＲ動画（15 秒程度）の制作を行い、サムネイル画像（バナー静止画として流用可能なもの）を保存したＤＶＤ等電子記録媒体にて納品すること。また、手話付の動画を別に作成すること。

②データ形式は福岡市ホームページ（福岡市の環境及び福岡チャンネル(YouTube)）や福岡市のＳＮＳ（Ｘ、ＬＩＮＥ　ＶＯＯＭ、Ｆａｃｅｂｏｏｋ、Ｉｎｓｔａｇｒａｍ）(以下、「ＳＮＳ」という。）上の動画配信システムに掲載でき、かつ、ＤＶＤプレーヤーやパソコンでの動画再生に対応したものとすること。また、ソラリアビジョン等へ掲載できるもの（形式：mp4、幅 1,920px×高さ 1,080px）を制作すること。

（３）ＨＰの制作

①分別区分追加について、導入時期や意義等の分かりやすいホームページを制作すること。

②データ形式は、福岡市ホームページ（福岡市の環境）へ掲載ができるものとし、11 か国語への切り替えが対応可能としたものを制作すること。

※11 か国語：日本語、英語、中国語（簡体字)、中国語（繁体字)、韓国語、ベトナム語、ネパール語、タガログ語、シンハラ語、インドネシア語、ミャンマー語

③制作したＨＰにおいては受注者の責任において適切に管理すること。また、履行期間後においても、発注者または発注者が別に契約する者において容易に運用管理できる仕様とすること。

【第２期】

具体的な分別ルール等について市民にわかりやすく周知する目的で、令和８年２月に広報予定

（１）リーフレットの制作

①規格は、「Ａ３サイズ二つ折り（Ａ４仕上げ４ページ）１ページ（カラー)」程度とする。

②分別区分追加及び具体的な分別ルールについて、導入時期、分別の意義や対象となる品目等の分かりやすいリーフレットを制作すること。第１期（１）との関連性をもたせたものとすること。

（２）動画の制作

①具体的な分別ルールや対象となる品目等の教則動画（５分程度）の制作を行い、サムネイル画像（バナー静止画として流用可能なもの）を保存したＤＶＤ等電子記録媒体にて納品すること。また、手話付の動画も作成すること。第１期（２）との関連性をもたせたものとすること。

②データ形式は福岡市ホームページ（福岡市の環境及び福岡チャンネル(YouTube)）や福岡市のＳＮＳ（Ｘ、ＬＩＮＥ　ＶＯＯＭ、Ｆａｃｅｂｏｏｋ、Ｉｎｓｔａｇｒａｍ）(以下、「ＳＮＳ」という。）上の動画配信システムに掲載でき、かつ、ＤＶＤプレーヤーやパソコンでの動画再生に対応したものとすること。

（３）ＨＰの制作　※第１期（３）と同形式や運用とすること。

①具体的な分別ルールや対象となる品目等の分かりやすい内容を追加すること。

（４）ルールブック等制作　※広報は令和８年度中を予定

〇ルールブック

①　規格は、「Ａ３サイズ二つ折り（Ａ４仕上げ 20 ページ）５ページ（カラー)」程度とする。

②　現行の「家庭ごみルールブック」にプラスチック分別区分のページを追加するとともに、市民がより分かりやすいルールブックとなるよう全体的に改定すること。また、視覚障

がいのある方のサポートとして、音声コード「Uni-Voice（ユニボイス）」で正確な情報が伝えることができるものとすること。

③ 種類は、日本語版、英語版、中国語版、韓国語版の４種とし、外国語版は日本語版に準じて、作成すること。なお、外国語版への翻訳については、これまでの「家庭ごみルールブック」で使用した表現を参考とすること。作成後に、市内部の翻訳部署へ確認するため、余裕を持った作成を行うこと。

○家庭ごみガイド

① 規格は、「Ａ３サイズ四つ折り（カラー）」程度とする。

② 現行の「家庭ごみガイド」にプラスチック分別区分のページを追加するとともに、市民がより分かりやすいガイドとなるよう全体的に改定すること。（１）との関連性をもたせたものとすること。

③種類は、日本語版の１種とする。

（５）スイングポップの制作　※広報は令和８年度中を予定

①規格は、「デザイン部分のサイズ直径 10 ㎝以上（カラー）」とする。

②プラスチック分別導入の時期を広く周知することを目的とし、市民の目にとまりやすいものを制作すること。（１）との関連性をもたせたものとすること。

※その他

令和７年度に実施する「プラスチック分別収集プレ実施」の状況をＨＰの内容に盛り込む等、より具体的な事例を掲載することで、広く市民への周知、浸透を図ることを目的に、効果的な内容を選定し、提案を行うこと。

６　成果物

（１）制作した素材データ等

５で作成した広報用コンテンツを、電子媒体（印刷物の電子データは、ＰＤＦ及びイラストレーター等加工可能データ）にて、随時、福岡市へ提出する。なお、印刷物のＰＤＦデータは福岡市ホームページにそのまま掲載できる形（５ＭＢ以下）に変換したものも加えて納品すること。

（２）その他

本件委託業務の遂行にあたり、受注者において作成した物のうち、業務終了による市への引継ぎにあたり、受注者と福岡市との合意がなされた物を引き渡すこと。

７　その他

（１）福岡市との意思疎通が十分可能で、かつ、委託業務を滞りなく適切に遂行できる人員体制を整えること。また、機密保持等を確実に実施できる管理体制及びトラブル等の発生に対する危機管理体制を確立すること。

（２）関係法令はじめ福岡市が示す資料等に基づき適切に業務を遂行すること。

（３）必要な素材データ等の制作（調達）及び各種関係機関との調整等必要な準備は、全て受注者において実施するものとする。なお、各種素材の構成等については、福岡市と密な協議を行い、広報実施前に福岡市の承認を得ること。

（４）この委託で制作されたもの（以下「制作物」という。）に係る著作権、複製権、上演権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権は、福岡市に帰属する。ただし、出演者の肖像権の関係で、使用期間が発生する場合、別途協議するもの。

（令和８年度末まで使用可能なものとすること）

（５）コンテンツや印刷物等の制作にあたっては、ダイバーシティに配慮し、誰が見ても分かりやすいコンテンツ及び印刷物を作成すること。なお、内容等について、福岡市による校正の機会を設けること。

（６）福岡市は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者または受託者以外の事業者に委託し、その改変を行うことができる。

（７）福岡市は、制作物を他の広報物に使用でき、また、福岡市が認める場合には、受託者は、第三者による映像等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。

（８）（６）の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行う。

（９）制作にあたって利用する人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受託者において処理する。

(10) 契約後、速やかに事業スケジュールを福岡市に提出する。提出後は、スケジュール及び福岡市の指示等に基づき、実施に向けて必要な手配・調整・準備を行い、準備状況等については適宜、福岡市に報告すること。

(11) 業務終了に際して、福岡市と協議を行い、適切に業務の引継ぎを行うこと。

(12) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、福岡市と協議し、業務を進める。

【参考】業務スケジュール概要

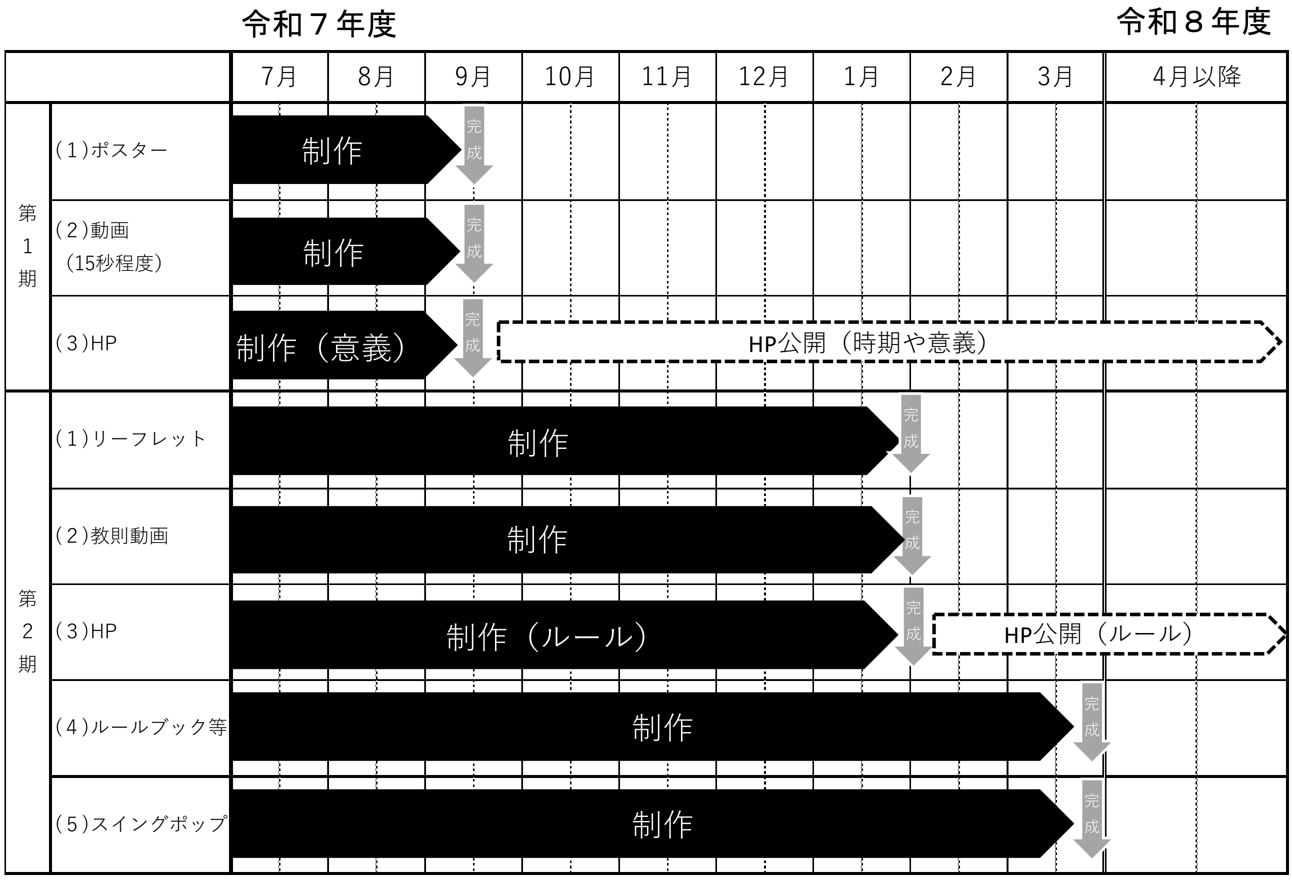

※完成後も、修正がある場合等は随時対応を行うこと。

で、それぞれ納期を満たす限り、提案を妨げるものではありません。